

百九十三 フジコブ
百九十四 フジバカマ
百九十五 フラングラ皮
百九十六 プランタゴ・オバタ種子
百九十七 ブランタゴ・オバタ種皮
百九十八 ブアベリー
百九十九 ベラドンナ
二百一 ボウイ
二百一 ボウコン
二百二 ボウフウ
二百三 ホウブシ
二百四 ホオウ
二百五 ボタンビ
二百六 ボチャウコウ
二百七 ポテンティラ
二百八 ホホバ
二百九 ホミカ
三百十 マオウ
三百十一 マクリ
三百十二 マシンニン
三百十三 マツフジ
三百十四 マンケイシ
三百十五 ムラサキオモト
三百十六 メリロート
三百十七 モクツウ
三百十八 モツカ
三百十九 モツコウ
三百二十 モツヤク
三百二十一 ヤクモソウ
三百二十四 ヤラッパ脂
三百二十五 ヨキワリソウ
三百二十六 ヨウキセキ
三百二十七 ヨウバイヒ
三百二十八 ラクトサン
三百二十九 ラタニア

○厚生労働省告示第七十号
平成十九年三月三十日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の三第一項の規定に基づき、医療提供体制の確保に関する基本方針を次のようく定め、平成十九年四月一日から適用する。

この基本方針は、我が国の医療提供体制において、国民の医療に対する安心、信頼の確保を目指し、医療計画制度の中で医療機能の分化・連携を推進することを通じて、地域において切れ目のない医療の提供を実現することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保（以下「医療提供体制の確保」という。）を図るために基本的な事項を示すものである。

都道府県においては、この方針に即して、かつ、それぞれの地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

第一 医療提供体制の確保のため講じようとする施設の基本的考え方

医療は、我が国社会の重要な資産であり、医療提供体制は、国民の健康を確保するための重要な基盤となつてゐる。また、医療は、患者と医療提供者との信頼関係を基本として成り立つものである。患者や国民に対して医療サービスの選択に必要な情報が提供されるとともに、診療の際には、

二百三十一 リュウタン。ただし、外用剤を除く。
二百三十二 リョウキヨウ。ただし、外用剤を除く。
二百三十三 レンギョウ。ただし、外用剤を除く。
二百三十四 ロクキン。ただし、外用剤を除く。
二百三十五 ロクジン。ただし、外用剤を除く。
二百三十六 ロクベン。ただし、外用剤を除く。
二百三十七 ルクル。ただし、外用剤を除く。
二百三十八 ワコウボク。ただし、外用剤を除く。
二百三十九 ワレリアナ。ただし、外用剤を除く。

○厚生労働省告示第七十号
平成十九年三月三十日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の三第一項の規定に基づき、医療提供体制の確保に関する基本方針を次のようく定め、平成十九年四月一日から適用する。

この基本方針は、我が国の医療提供体制において、国民の医療に対する安心、信頼の確保を目指し、医療計画制度の中で医療機能の分化・連携を推進することを通じて、地域において切れ目のない医療の提供を実現することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保（以下「医療提供体制の確保」という。）を図るために基本的な事項を示すものである。

都道府県においては、この方針に即して、かつ、それぞれの地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

第一 医療提供体制の確保のため講じようとする施設の基本的考え方

医療は、我が国社会の重要な資産であり、医療提供体制は、国民の健康を確保するための重要な基盤となつてゐる。また、医療は、患者と医療提供者との信頼関係を基本として成り立つものである。患者や国民に対して医療サービスの選択に必要な情報が提供されるとともに、診療の際には、

インフォームドコンセント（医師等が医療を提供するにあたり適切な説明を行い、患者が理解し同意すること）の理念に基づき、医療を受ける主体である患者本人が求める医療サービスを提供していく、という患者本位の医療を実現していくことが重要である。安全で質が高く、効率的な医療の実現に向けて、患者や国民が、その利用者として、また、費用負担者として、これに关心を持ち、医療提供者のみに任せることではなく、自らも積極的かつ主体的に医療に参加していくことが望ましく、そうした仕組みづくりが求められる。

さらに、医療は、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。以下同じ。）からはじまり、終末期における医療まで、人生のすべての過程に関わるものであり、傷病の治療だけではなく、健康づくり等を通じた予防や、慢性の症状を持ちながらの継続した介護サービスの利用等様々な領域と関わるものである。また、医療の提供に際しては、医療分野や福祉分野の専門職種、ボランティア、家族その他様々の人間関わることから、医療提供者は、患者本位の医療という理念を踏まえつつ、医師とその他の医療従事者がそれぞれの専門性を発揮しながら協力してチーム医療を推進していくことはもとより、地域において、患者の視点に立った医療提供施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第一条の二第二項に規定する医療提供施設をいう。以下同じ。）相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制（以下「医療連携体制」という。）の構築にも積極的に協力していくことが求められる。

国及び都道府県は、このような理念に基づき、少子高齢化の進展や医療技術の進歩、国民の意識の変化等も踏まえながら、安全で質が高く、効率的な医療を提供するための施策に積極的に取り組むことが不可欠である。

医療に対する患者や住民の意識、また、医療提供体制の現状は、都道府県により、あるいは各都道府県内においても都市部とそれ以外の地域とでは大きな違いがあることから、具体的な施策を講ずるに当たっては、それを地域の状況やニーズに十分配慮していくことが求めなければならない。

二 調査及び研究に関する基本的考え方

1 具体的な調査及び研究については、国と都道府県とがそれぞれのとおり行うこととする。

（一）国は、がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病の四疾病並びに救急医療、災害時における医療、べき地の医療、周産期医療及び小児医療の五事業（以下「四疾病及び五事業」という。）について調査及び研究を行い、疾病又は事業ごとに求められる医療機能を明らかにする。

また、人口の急速な高齢化が進む中で、疾病的構造が変化し、がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病等の生活習慣病が増加している中、生活の質の向上を実現するため特に、生活の質の向上を実現するため特に、その医療計画に基づき自らの創意工夫で施策を企画立案及び実行し、国は都道府県の取組を支援することが必要である。

二 医療提供体制の確保に関する調査及び研究の役割

安全で質が高く、効率的な医療提供体制を確保するためには、都道府県が中心となつて、その医療計画に基づき自らの創意工夫で施策を企画立案及び実行し、国は都道府県の取組を支援することが必要である。

第一 医療提供体制の確保に関する調査及び研究に関する基本的な事項

一 調査及び研究に関する基本的考え方

医療提供体制の確保に関する調査及び研究については、以下の観点に配慮して実施する必要がある。

1 医療を提供する側の視点だけでなく、医療を受ける患者の視点も踏まえる。

2 医療提供体制の量的な整備という観点だけでなく、医療連携体制の構築等質的な向上に資する観点も重視する。

3 患者や住民に対する医療機能に関する情報提供を推進するため、個別の医療提供施設の医療機能に限らず、地域の医療機能全体の概要を明らかにすることに資するものとする。

二 調査及び研究に関する国と都道府県の役割

1 具体的な調査及び研究については、国と都道府県とがそれぞれのとおり行うこととする。

（一）国は、がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病の四疾病並びに救急医療、災害時における医療、べき地の医療、周産期医療及び小児医療の五事業（以下「四疾病及び五事業」という。）について調査及び研究を行い、疾病又は事業ごとに求められる医療機能を明らかにする。

精神科救急医療については、輪番制による緊急時における適切な医療及び保護の機会を確保するための機能、重度の症状を呈する精神科急性期患者に対応する中核的なセンター機能を強化することが求められる。

救急医療や災害時における医療については、患者の緊急度、重症度等に応じた適切な対応を図ることが重要である。したがって、地域の実情に応じ、ドクターへリコブター（必要な機器等を装備し、医師等が同乗することにより救命医療が可能な救急専用ヘリコブター）をいう。や消防防災ヘリコブター等を活用することも有用であると考えられることから、救急搬送に携わる消防機関等との連携を一層推進することが求められる。なお、ヘリコブターの活用については、複数の都道府県による共同運航体制を整備することも考えられる。

離島やへき地における医療については、医師等の個人の努力に依存するのではなくべき地保健医療対策に基づく各般的施策による充実が必要であり、特に、公的医療機関や社会医療法人等の役割の明確化を通じて、医師等の継続的な派遣による支援体制の確立等に努める。また、各都道府県において、効率的な救急搬送体制が確保されるよう努めることが必要である。

周産期医療については、地域の助産師の活用を図り、診療所や助産所等とりリスクの高い分娩を扱う病院との機能の分担及び業務の連携の充実に努めることが必要である。さらに、周産期医療体制の整備を進めることで、近隣都道府県との連携体制を必要に応じて確保することや救急医療との連携体制を確保することも重要である。また、NICU（新生児集中治療室）退院後の未熟児等に対する後方支援施設等における継続的な医療提供体制の構築が必要である。

小児医療については、小児科医師や看護師等による小児救急電話相談事業等による健康相談を支援する機能を充実させるとともに、診療所が当番制等により初期の小児救急医療を二十四時間体制で担うことを通じて、拠点となる病院が重症の小児救急患者に重点的に対応することを可能とする体制を構築することが必要である。

精神科救急医療について

三 救急医療等確保事業に関する公的医療機関及び社会医療法人の役割

七 医療の安全の確保

都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、医療提供施設が講じている医療の安全を確保するための取組の状況を把握し、医療の役割として求められる救急医療等確保事業（法第三十条の四第二項第五号イからハまで）に規定する救急医療、災害時における医療、べき地の医療、周産期医療、小児医療に係る業務の実施状況を病院ごとに明らかにするとともに、救急医療等確保事業に係る業務を担当する社会医療法人の積極的活用を図り、その活用状況も併せて明らかにすることが重要である。

薬剤師について

八 薬剤師について

九 薬剤師について

は、患者の緊急度、重症度等に応じた適切な対応を図ることが重要である。したがって、地域の実情に応じ、ドクターへリコブター（必要な機器等を装備し、医師等が同乗することにより救命医療が可能な救急専用ヘリコブター）をいう。や消防防災ヘリコブター等を活用することも有用であると考えられることから、救急搬送に携わる消防機関等との連携を一層推進することが求められる。なお、ヘリコブターの活用については、複数の都道府県による共同運航体制を整備することも考えられる。

離島やへき地における医療については、医師等の個人の努力に依存するのではなくべき地保健医療対策に基づく各般的施策によ

り、患者や住民に分かりやすく明示することが必要である。

都道府県は、法第六条の三第一項及び薬事法第八条の二第一項を通じて把握した医療提供施設の情報について、患者や住民に分かり

やすく明示することが必要である。

さらに、都道府県は、それぞれの地域の実情に応じて、任意の情報の把握の方法やより効果的な情報提供のあり方等を検討することが必要である。

五 居宅等における医療の確保

六 看取りの体制を含めた居宅等における医療

七 医療従事者の確保に関する基本的な事項

八 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

九 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

十 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

十一 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

十二 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

十三 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

十四 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

十五 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

十六 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

十七 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

十八 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

十九 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

二十 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

二十一 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

二十二 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

二十三 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

二十四 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

二十五 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

二十六 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

二十七 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

二十八 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

二十九 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

三十 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

三十一 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

三十二 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

三十三 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

三十四 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

三十五 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

三十六 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

三十七 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

三十八 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

三十九 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

四十 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

四十一 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

四十二 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

四十三 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

四十四 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

四十五 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

四十六 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

四十七 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

四十八 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

四十九 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

五十 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

五十一 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

五十二 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

五十三 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

五十四 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

五十五 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

五十六 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

五十七 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

五十八 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

五十九 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

六十 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

六十一 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

六十二 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

六十三 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

六十四 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

六十五 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

六十六 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

六十七 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

六十八 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

六十九 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

七十 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

七十一 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

七十二 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

七十三 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

七十四 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

七十五 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

七十六 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

七十七 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

七十八 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

七十九 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

八十 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

八十一 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

八十二 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

八十三 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

八十四 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

八十五 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

八十六 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

八十七 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

八十八 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

八十九 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

九十 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

九十一 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

九十二 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

九十三 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

九十四 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

九十五 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

九十六 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

九十七 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

九十八 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

九十九 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百零一 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百零二 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百零三 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百零四 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百零五 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百零六 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百零七 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百零八 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百零九 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百一〇 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百一一 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百一二 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百一二 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百一四 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百一五 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百一六 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百一七 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百一八 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百一九 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百二〇 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百二一 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百二二 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百二三 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百二四 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百二五 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百二六 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百二七 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百二八 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百二九 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百三〇 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百三一 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百三二 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百三三 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百三四 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百三五 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百三六 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百三七 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百三八 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百三九 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百四〇 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百四一 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百四二 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百四三 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百四四 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百四五 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百四五 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百四六 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百四七 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百四八 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百四九 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百五〇 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百五一 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百五二 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百五三 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百五四 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百五五 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百五六 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百五七 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百五八 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百五九 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百六〇 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百六一 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百六二 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百六三 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百六四 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百六五 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百六六 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百六七 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百六八 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百六九 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百七〇 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百七一 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百七二 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百七三 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百七四 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百七五 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百七六 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

一百七七 医療従事者の確保に関する基本的な考え方

基準病床数の算定においては、医療圈に関する考え方は従来と変わるものではないが、四疾病及び五事業に係る医療提供体制の確保においては、従来の二次医療圏ごとの計画ではなく、地域の実情に応じた計画を作成することに留意する必要がある。その際、既存の医療提供施設の医療機能を明確に患者や住民に示すことに重点を置くことが重要である。

二 事業の実施状況の評価に関する基本的な事項

事業の実施状況に関する評価については、事業部道府県は、設定した数値目標を基に、事業の達成状況を検証することにより、次の医療計画の見直しに反映させることが求められる。

第七 その他医療提供体制の確保に関する重要な事項

医療計画及びそれに基づく具体的な施策を定めるに当たっては、健康増進法（平成十四年法律第三百三号）等医療関係各法や障害者自立支援法（平成十七年法律第二百一十三号）等の規定及び以下の方針等に配慮して定めることが求められる。

- 1 新健康フロンティア戦略
- 2 二十世紀における国民健康づくり運動（健康日本二十一）及びその地方計画
- 3 がん対策基本法（平成十八年法律第九十号）に定めるがん対策推進基本計画及び都道府県がん対策推進計画
- 4 健康増進法に定める基本方針及び都道府県健康増進計画
- 5 介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）に定める基本指針及び都道府県介護保険事業支援計画
- 6 療養病床の再編成に当たり国が示す指針及びそれに沿つて各都道府県で定める構想等
- 7 碱害者自立支援法に定める基本指針及び都道府県障害福祉計画
- 8 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）に定める医療費適正化基本方針及び都道府県医療費適正化計画

基準病床数の算定においては、医療圏に関する考え方は従来と変わるものではないが、四疾病及び五事業に係る医療提供体制の確保においては、従来の二次医療圏ごとの計画ではなく、地域の実情に応じた計画を作成することに留意する必要がある。その際、既存の医療提供施設の医療機能を明確に患者や住民に示すことには重点を置くことが重要である。

二 事業の実施状況の評価に関する基本的な事項

事業の実施状況に関する評価については、事業部道府県は、設定した数値目標を基に、事業の達成状況を検証することにより、次の医療計画の見直しに反映させることが求められる。

第七 その他医療提供体制の確保に関する重要な事項

医療計画及びそれに基づく具体的な施策を定めるに当たっては、健康増進法（平成十四年法律第三百三号）等医療関係各法や障害者自立支援法（平成十七年法律第二百一十三号）等の規定及び以下の方針等に配慮して定めることが求められる。

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

○厚生労働省告示第七十一号

感覚症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第九条第一項の規定に基づき、感染症の予防の総合的な推進を図るために基本的な指針（平成十一年厚生省告示第二百五十五号）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。

平成十九年三月三十日

前文に「提供、感染症」の下に「及び病原体等」を取り扱う体制の確保」を加え、「特定病原体等を「第九条第三項」に改め、「に基づき」の下に「感染症の予防に関する施策の効果に関する評価を踏まえ」を加える。

第一の二中「感染症情報」を「感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報」に、「結果の国民への」を「分析の結果並びに感染症の予防及び治療に必要な情報の国民への積極的な」に改める。

第一の三の中「への配慮」を「の尊重」に、「に配慮し」を「を尊重し」に改める。

第一の四中「基づく」を「基づき、また健康危機管理の段階に応じた行動計画等の策定及びその周知を通じ」に改める。

第一の五の中「相互に連携を図りつつ」を「地域の特性に配慮しつつ、相互に連携して」に改め、「整備並びに」の下に「社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮した」を「この場合、国及び地方公共団体は」の下に「感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する国際的動向を踏まえるとともに」を加え、「に配慮する」を「を尊重する」に改める。

第一の七の中「認識し」の下に「患者等に対する適切な説明を行い、その理解の下に」を加え、同七の二中「診療所」の下に「病原体等の検査を行っている機関」を加える。

第二の二中「における三に」を「における四に」に、「四に」を「五に」に、「五に」を「六に」に改める。

第二の二を次のように改める。

二 感染症発生動向調査

1 国及び都道府県等が、感染症に関する情報を収集及び分析し、国民や医師等医療関係者に対して感染症に関する情報を公表していくこと（以下「感染症発生動向調査」という。）は、感染症の予防のための施策の推進に当たり、最も基本的な事項である。

2 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の情報収集、分析及び公表について、精度管理を含めた全国一律の基準及び体系で進めていくことが不可欠である。国及び都道府県等は、特に現場の医師に対して、感染症発生動向調査の重要性についての理解を求めて医師会等を通じ、その協力を得ながら、適切に進めていくことが必要である。

3 このため国及び都道府県等においては、法第十二条に規定する届出の義務について、医師会等を通じて周知を行い、病原体の提出を求めるとともに、最新の医学的知識の見踏み、感染症発生動向調査の実施方法の見直しについて検討することが重要である。また、都道府県は、法第十四条に規定する指定に当たっては、定量的な感染症の種類ごとの罹患率等の推定を含めて、感染症の発生の状況及び動向の正確な把握ができるようを行うことが重要である。

4 法第十三条の規定による届出を受けた都道府県知事、保健所を設置する市長及び特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）は、当該届出に係る動物又はその死体が感染症を人に感染させることを防止するため、速やかに第三の五に定める積極的疫学調査の実施その他の必要な措置を講ずることができるように行うこととする。

5 がん対策基本法（平成十八年法律第九十号）八号）に定めるがん対策推進基本計画及び都道府県がん対策推進計画

6 健康増進法に定める基本方針及び都道府県健康増進計画

7 介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）に定める基本指針及び都道府県介護保険事業支援計画

8 療養病床の再編成に当たり国が示す指針及びそれに沿つて各都道府県で定める構想等

9 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）に定める医療費適正化基本方針及び都道府県医療費適正化計画

置が迅速かつ適切に行われる必要があることから、法第十一条に規定する指定届出機関から都道府県知事等への届出が適切に行われることが求められる。

7 感染症の病原体の迅速かつ正確な特定は、患者への良質かつ適切な医療の提供のために不可欠であるが、さらに、感染症の発生の予防及びまん延の防止のために極めて重要な意義を有している。したがって、国及び都道府県等は、地方衛生研究所等を中心として、病原体に関する情報が統一的に収集、分析及び公表される体制を構築するとともに、患者に関する情報とともに全国一律の基準及び体系で一元的に機能する感染症発生動向調査体制を構築する必要がある。また、地方衛生研究所が必要に応じて医療機関等の協力を得ながら、病原体の収集・分析を行うことが望ましい。

8 新型インフルエンザウイルスが出現した場合の健康危機管理体制を有効に機能させるためには、まず、新型インフルエンザウイルスの出現を迅速かつ的確に把握することが不可欠である。国においては、国内の新型インフルエンザウイルスの監視体制を一層強化するとともに、新型インフルエンザウイルスの出現が予想される地域を視野に入れた国内外の情報収集体制の整備をすることが重要である。

9 世界のいずれかの地域において新型インフルエンザウイルスが出現し、又は流行した場合には、国は、世界保健機関等と連携した上で、感染症に関する早期警戒と対策のためのネットワークである「グローバル感染症警報・対応ネットワーク」を速やかに活用し、情報を収集する。この他、海外の感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の収集については、国立感染症研究所をはじめとして関係各機関の役割分担の下、積極的に進めていくことが重要である。

10 第二の七中「一から六まで」を「一から七まで」に改め、同七の五を同七の六とし、同七の四を同七の五とし、同七の三を同七の四とし、同七の二の次に次のように加える。

3 結核に係る定期の健康診断の対象者の選定等の実施に関する事項